

## 添付2) アベイトメントに関する Q&A

### Q01 アベイトメントとは？

アベイトメント (Abatement。直訳すると「軽減、緩和」) とは、偶発巨損クレームに対して、当組合内で一定金額を設定し (「アベイトメント・レイヤー」と称します)、このレイヤーの対象となる保険金を、全組合員で共同して負担する、相互保険の精神に基づく制度です。これまでも、偶発巨損事故の保険金については全組合員でご負担いただいておりますが、この負担額を透明化し、コストのご負担状況をより分かりやすくすることを目的とするものであり、組合員に新たなご負担を生じさせるものではございません。

### Q02 アベイトメントを導入するのはなぜか？

当組合は、より包括的な保険リスク指標として、近年多くの P&I クラブが採用している、ネット・ロス・レシオ方式を新たなロス・レコードとして採用いたします。このネット・ロス・レシオ方式の採用と同時に、アベイトメントによるリスク共同負担制度を導入することにより、個別組合員のクレーム傾向だけでなく、相互保険の精神に基づく、他組合員の偶発巨損事故の共同負担金や組合運営に必要な費用のご負担状況も、従前の指標と比較してより明確な形で組合員にご確認いただけるようになります。

また、アベイトメント導入のメリットとして、組合員が不幸にして大型事故に遭遇した場合、組合全体でリスクを分散し負担することにより、当該組合員の保険成績の急激な悪化を緩和し、事故の影響による保険料の急激な変動を抑制する効果が期待できる点も挙げられます。

### Q03 アベイトメントの対象となる事故は？

アベイトメントは、保険金額の定めのない外航船保険契約 (Mutual) を締結した船舶に関する事故がその対象となります。保険年度における事故件数 (全体または組合員ごと) に制限は設けません。また、FD&D 特約、用船者責任保険特約や内航船保険契約など外航船保険契約以外の契約に関する事故は適用対象外です。

### Q04 アベイトメントの具体的な適用方法は？

アベイトメントは、外航保険契約 (Mutual) 外航船の保険金額が一事故あたり 3 百万ドルを超過する全てのクレーム (ただしし、免責額控除後) に対して適用され、事故発生保険年度の IG プールのクラブ保有額 (2021 保険年度は 10 百万ドル) に達するまでの金額が「アベイトメント・レイヤー」の対象として全加入船に配賦されます。配賦された金額を「アベイトメント・コスト」と称します。

**具体例 ①：** ある保険年度（IG プールのクラブ保有額は、10 百万ドルとします）における組合員甲の事故件数が 1 件で保険金総額（支払い済み保険金＋支払い見込み保険金）が、7.5 百万ドル（免責金額を除く）だった場合。

- まず、アベイトメント・レイヤー下限値に達するまでの 3 百万ドルが組合員甲の保険成績に保険金として算入されます。
- そして、残る 4.5 百万ドルがアベイトメント・レイヤーの対象となります。
- 組合員甲の保険金総額 7.5 百万ドルのうち、3 百万ドルが組合員甲の保険金として保険成績に算入され、残りの 4.5 百万ドルがアベイトメント・コストとして全加入船に配賦されることになります。

**具体例 ②：** ある保険年度（IG プールのクラブ保有額は、10 百万ドルとします）における組合員乙の事故件数が 1 件でその保険金総額（支払い済み保険金＋支払い見込み保険金）が、15 百万ドル（免責金額を除く）だった場合。

- まず、アベイトメント・レイヤー下限値に達するまでの 3 百万ドルが、組合員乙の保険金として保険成績に算入されます。
- そして、アベイトメント・レイヤー下限値からクラブ保有額である 10 百万ドルに達するまでの保険金額 7 百万ドルがアベイトメント・レイヤーの対象となります。
- 組合員乙の保険金総額 15 百万ドルのうち、3 百万ドルが組合員乙の保険成績に算入され、7 百万ドルがアベイトメント・コストとして全加入船に配賦されることになります。
- なお、IG プールの対象クレームとなる 5 百万ドルは、組合員乙の保険成績上は保険金としてではなく、IG プール分担金としてその一部が間接的に全加入船に配賦されることになります。

## Q05 組合全体で発生したアベイトメント・コストの負担方法は？

当組合は、組合員にご負担を頂くアベイトメント・コストを、過年度の支払い済み保険金及び支払い見込み保険金に基づいて算出します。また、現行年度については、直近の 5 か年の平均値を予想値として使用し、翌年以降は実績値に更新されます。アベイトメント・コストは、保険料と加入トン数で 50%ずつを割り当て、按分計算により全加入船に配賦し、全ての組合員にご負担いただきます。

### **具体例：**

- ある保険年度において全組合員で発生したアベイトメント・コスト総額が 20 百万ドル、
- 当組合の外航船（Mutual）の日割り契約トン数合計が 1 億総トン、同保険料総額が 150 百万ドルとする。
- 当該保険年度における組合員丙フリートの日割り契約トン数合計が 20 万総トン、保険料合計が 12 万ドルであった場合。

組合員丙にご負担いただくアベイトメント・コストは以下のとおり計算されます。

- 加入トン数割当分 :  $20 \text{ 百万ドル} \times 1/2 \div 1 \text{ 億総トン} \times 20 \text{ 万総トン} = 2 \text{ 万ドル}$
- 保険料割当分 :  $20 \text{ 百万ドル} \times 1/2 \div 150 \text{ 百万ドル} \times \text{US\$}12 \text{ 万ドル} = 8 \text{ 千ドル}$
- 合計ご負担額 : 28 千ドル (2 万ドル+8 千ドル)

以上